

# 令和 7 年 度 第 1 2 回 議 事 録

笠岡市農業委員会

8 . 3 . 3

第 1 2 回笠岡市農業委員会議事録

1 招集日時 令和8年3月3日 午前 9時30分

2 開会日時 令和8年3月3日 午前 9時30分

3 閉会日時 令和8年3月3日 午前10時30分

4 出席，欠席，遅参または中途退場した委員の議席番号及び氏名

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	鹿嶋耕三	出	8	櫛田繁造	出
2	仁井名雅子	出	9	佐内繁文	出
3	天野平之進	出	10	片岡芳和	出
4	北村昌三	出	11	仁科智之	出
5	梶田宏一	出	12	守屋映男	出
6	西江務	出	13	和田晃佳	出
7	大平貴之	出			

5 会議に出席した者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
推進委員	馬 上 百 生	推進委員	西 江 敬 一
推進委員	奥 野 きたこ	推進委員	藤 田 潔
推進委員	藤 原 美代子	推進委員	大 平 章 之
推進委員	林 和 美	推進委員	枝 木 俊 彦
推進委員	大 本 憲 治	推進委員	守 屋 芳 明
推進委員	重 見 信 夫	事務局長	前 原 成 紀
推進委員	有 本 正 義	主 事	山 部 俊 貴
推進委員	岡 田 晴 次	主 事	小 川 航 平
推進委員	西 山 雅 子	主 事 補	升 谷 公 祐

	氏 名		氏 名
傍聴人			

6 提出議案

議案番号	議 題
議案第41号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第42号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第43号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第44号	農用地利用集積等促進計画（案）の作成について
議案第45号	「令和8年度最適化活動の目標の設定等」の策定について
報告第32号	農地法第18条の規定による合意解約通知について
報告第33号	農作業等受委託契約書の受理について
報告第34号	農地法施行規則該当転用届について
報告第35号	取止書の受理について
報告第36号	農用地利用集積等促進計画の認可・公告について
議案第46号	非農地判断について
議案第47号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第48号	農地転用事業計画変更承認申請について
その他	

7 会議に付した議案の経過 別紙のとおり

8 会議録署名委員の氏名

笠岡市農業委員会長

11 番委員

13 番委員

事務局	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今から、令和7年度第12回の農業委員会を開催させていただきます。それでは、開会にあたりまして、会長から、一言ご挨拶をお願いいたします。</p>
会長	(会長あいさつ)
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それではただ今から、第12回の農業委員会を開催いたします。議事に入ります前に、本日の議事録署名人を11番仁科委員さん、13番和田委員さん、よろしく申し上げます。</p> <p>それでは議案の審議へ移りたいと思います。</p> <p>会長、よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>それでは、議案第41号「農地法第3条第1項の規程による許可申請について」ナンバー64号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー64号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転(売買)でございます。</p> <p>本案件は、農地の管理ができなくなった譲渡人から農地を譲り受けるものです。</p> <p>譲受人は10年の農業経験があり、農機具は多数所有しております。農業には本人及び家族が従事予定であり、水稻を栽培予定とのこと。申請地は〇反ほどであり、農機具、労働力が十分に確保されていることから、耕作管理は可能だと考えられます。</p> <p>これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われまます。</p> <p>以上でございます。よろしく申し上げます。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、関連がありますのでナンバー65号、66号を併せて上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>ナンバー65号及び66号でございます。〇〇、〇〇から〇〇、〇〇に参ります3条の賃貸借権設定（10年間）でございます。</p> <p>本案件は、耕作放棄地の再開発として、両譲受人が共同で借りた農地で果樹を栽培する内容となっております。譲受人は農地を取得することが初めてのため、営農計画書が提出されておりますが、農機具は多数所有しており、農業には数名が常時従事するほか、地域の住民も従事します。申請地は合わせて〇反ほどであり、農機具、労働力が十分に確保されていることから、耕作管理は可能だと考えられます。これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー67号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー67号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転（贈与）でございます。</p> <p>本案件は、農地の管理ができなくなった譲渡人から農地を譲り受けるものです。</p> <p>譲受人は農地を取得することが初めてのため、営農計画書が提出されておりますが、耕運機を所有しているとのことです。農業には本人及び家族の計2名が従事予定であり、果樹、野菜を栽培予定とのことです。申請地は〇畝ほどであり、農機具、労働力が十分に確保されていることから、耕作管理は可能だと考えられます。</p> <p>これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。

会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー68号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー68号でございます。〇〇から高に参ります3条の所有権移転（売買）でございます。 本案件は、農地の管理ができなくなった譲渡人から農地を譲り受けるものです。 譲受人は長年の農業経験があり、農機具は多数所有しております。農業には本人及び家族の計2名が従事予定であり、果樹を栽培予定とのことです。申請地は〇畝ほどであり、農機具、労働力が十分に確保されていることから、耕作管理は可能だと考えられます。これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。 以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
〇番委員	<p>事務局の説明のとおり問題ありません。</p>
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー69号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー69号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転（売買）でございます。 本案件は、農地の管理ができなくなった譲渡人から農地を譲り受けるものです。 譲受人は農地を取得することが初めてのため、営農計画書が提出されておりますが、耕運機を所有しているとのことです。農業には本人及び家族の計2名が従事予定であり、野菜を栽培予定とのことです。現在は市外ですが、申請地近隣の住居に転居予定とのことです。申請地は〇反ほどであり、農機具、労働力が十分に確保されていることから、耕作管理は可能だと考えられます。 これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件</p>

	<p>はすべて満たしていると思われます。          以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
○番委員	<p>調査を行ったところ、譲受人は現在耕作が困難な状態であることがわかりました。今回は保留にするのがよろしいのではないのでしょうか。</p>
会長	<p>それでは、本案件は保留にしようと思いますがよろしいのでしょうか。          賛成の方は挙手をお願いします。          (全員挙手)          挙手多数ということで保留とさせていただきます。          続きまして、ナンバー70号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー70号でございます〇〇、〇〇から〇〇に参ります3条の賃貸借権設定(5年間)でございます。          本案件は、新規就農者が農地を借りて生産・販売するものです。          譲受人は農地を取得することが初めてのため、営農計画書が提出されておりますが、農機具を多数所有しているとのことです。農業には本人及び家族の計2名が従事予定であり、花きを栽培予定とのことです。申請地は〇反ほどであり、農機具、労働力が十分に確保されていることから、耕作管理は可能だと考えられます。          これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。          以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
○番委員	<p>事務局の説明のとおり問題ありません。</p>
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。          (全員挙手)          挙手多数ということで決定させていただきます。          続きまして、議案第42号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー11号でございます。〇〇によります4条の許可申請でございます。申請地は〇〇地区の田〇筆、農地区分は第2種農地、転用目的は太陽光発電装置設置用地でございます。</p>

	<p>本案件は前回保留となった案件ですが、取下書の提出がなかったため再度上程しております。</p> <p>前回から申請内容に変更はありません。</p> <p>以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
○番委員	<p>事務局の説明のとおり問題ありません。</p>
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー14号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー14号でございます。〇〇によります4条の許可申請でございます。申請地は〇〇地区の畑〇筆、農地区分は第2種農地、転用目的は墓地でございます。</p> <p>申請者は、申請地を墓地として転用したいとのことです。</p> <p>申請者は、先祖の墓が山の中にあり、加齢とともに参拝が難しくなったため、申請地に墓を移設したいとのことです。申請地は自宅に隣接しているため、容易に参拝ができるとのことです。</p> <p>申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ると認められないと判断できるため、許可妥当であると思われます。</p> <p>周囲の影響につきましては、申請地からの土砂は、基礎コンクリートを施し、周囲にはブロック擁壁を設置するため流出はないと思われます。雨水は自然浸透により対応し、生活雑排水は発生しないため、排水については問題ないと思われます。また、墓石の高さは土台を含めて2mほどであるため、周囲の農地への日照、通風に影響はないと思われます。</p> <p>以上でございます。 よろしくお願いいいたします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
○番委員	<p>事務局の説明のとおり問題ありません。</p>
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p>

	<p>挙手多数ということで決定させていただきます。  続きまして、ナンバー15号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー15号でございます。〇〇によります4条の許可申請でございます。申請地は〇〇地区の田〇筆、農地区分は農用区域内農業用施設用地、転用目的は農業用施設用地でございます。</p> <p>申請者は、申請地を農業用倉庫及び進入路として転用したいとのことです。申請者は、申請地付近で農業を営んでおります。経営規模を拡大していく中で、農業用倉庫や育苗ハウスが必要になったため、自宅の隣地である申請地を転用したいとのことです。また、自宅付近に乾燥倉庫があるため、そこへ農業用車両等が侵入するための進入路として申請地を転用したいとのことです。</p> <p>申請地は農用区域内にある農地ですが、農業用施設用地への用途変更を行っております。</p> <p>申請に係る農地を農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであると判断できるため、許可妥当であると思われます。</p> <p>なお、本案権は既に着工済みであるため、始末書が提出されております。周囲の影響につきましては、申請地からの土砂は、隣接地との境界部分にコンクリート擁壁を設置するため流出はないと思われます。雨水は敷地内に排水路を設け既存排水路に接続し、生活雑排水は発生しないため、排水については問題ないと思われます。また、建築物の高さは5mほどであり、境界から1m以上離れた場所に設置するため、周囲の農地への日照、通風に影響はないと思われます。</p> <p>以上でございます。 よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
〇番委員	<p>事務局の説明のとおり問題ありません。</p>
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。  (全員挙手)  挙手多数ということで決定させていただきます。  続きまして、議案第43号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー34号でございます。〇〇から〇〇へ参ります、5条の所有権移転(売買)でございます。申請地は〇〇地区の畑〇筆、農地区分は第3種農</p>

	<p>地，転用目的は露天駐車場でございます。</p> <p>譲受人は，申請地を露天駐車場として転用したいとのことです。</p> <p>譲受人は現在利用している従業員用の駐車場が手狭になったため，申請地を転用したいとのことです。</p> <p>第3種農地であるため，許可妥当であると思われます。</p> <p>周囲の影響につきましては，申請地からの土砂は，隣接地との境界に建築ブロック，土留め壁を設置するため，流出はないと思われます。雨水は雨水枡を設けて既存水路へ放流し，生活雑排水は発生しないため，排水については問題ないと思われます。また，建築物はないため，周囲の農地への日照，通風に影響はないと思われます。</p> <p>以上でございます。 よろしく願いいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして，議案第44号「農用地利用集積等促進計画(案)の作成について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>本計画案は，令和8年4月21日の公告予定で取りまとめております。地域計画内農地については，3～5年の設定対象筆数が6筆，設定対象面積が28,809㎡，設定対象人数が3人，10年以上の設定対象筆数が6筆，設定対象面積が4,269㎡，設定対象人数が2人となっております。</p> <p>これらの案件は，すべて農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項各号に定められております要件を満たしているものと考えます。</p> <p>以上でございます。よろしく願いいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	○○地区については問題ありません。よろしく願いいたします。

会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。  (全員挙手)  挙手多数ということで決定させていただきます。  続きまして、議案第 45 号『「令和 7 年度最適化活動の目標の設定等」の策定について』を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 45 号でございます。最適化活動の目標の設定については、規制改革実施計画に基づくもので、農林水産省経営局長通知により、毎年農業委員会是最適化活動に伴う目標を設定するよう求められており、この度は、令和 8 年度分の目標設定についてお諮りいただくこととなります。内容については、各項目ごとに、現況数値に合わせた目標値等の更新を行っております。具体的には、Ⅱ最適化活動の目標 1 最適化活動の成果目標 (1) 農地の集積についての項目ですが、これまでの集積面積を更新しています。また、昨年の集積面積から令和 7 年度中に担い手への所有権移転や貸借があった面積を加算しています。(2) 遊休農地の解消 ①現状及び課題については、令和 7 年度に行った利用状況調査のデータに更新しております。以上でございます。よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>説明のとおり、「令和 8 年度最適化活動の目標の設定等」について、この内容で決定することに賛成の方は挙手をお願いします。  (全員挙手)  挙手多数ということで決定させていただきます。  続きまして、議案第 46 号「非農地判断について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第 30 条第 1 項に基づく利用状況調査(農地パトロール)にて、周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することが出来ないと見込まれるものとして判定された農地、つまり、再生利用が困難な農地を中心に、調査後直ちに非農地判断を行い、農地台帳から除外することとなっています。</p> <p>この度、令和 7 年度に実施した農地パトロールにて、再生利用が困難と判断された農地を非農地判断するものです。対象農地は、1,454 筆、対象面積は田 67,679.62 m<sup>2</sup>、畑 765,434.95 m<sup>2</sup>、計 833,114.57 m<sup>2</sup>です。</p> <p>非農地判断後、対象農地の所有者や市、関係機関に対し、その旨の通知をすることとなっています。</p> <p>以上でございます。よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>意見のある方は挙手をお願いします。  ないようなので、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

	<p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、議案第 47 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」ナンバー 71 号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー 71 号でございます。〇〇から〇〇に参ります 3 条の賃貸借権設定(永年間)でございます。</p> <p>本案件は、これまで申請地で農業を営んでいた者から、事業承継という形で譲受人が営農する内容となっております。</p> <p>譲受人は農地を取得することが初めてのため、営農計画書が提出されておりますが、農機具は多数所有しており、農業には〇名が従事する予定です。申請地は〇ha 以上ありますが、農機具、労働力が十分に確保されていることから、耕作管理は可能だと考えられます。</p> <p>これらのことから、農地法第 3 条第 2 項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われまます。</p> <p>以上でございます。よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
〇番委員	<p>事務局の説明のとおり問題ありません。</p>
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、議案第 48 号「農地転用事業計画変更承認申請について」ナンバー 1 号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>ナンバー1号でございます。令和2年度第10回の農業委員会で、発電施設からの売電に伴う電柱という内容で上程され許可された案件ですが、この度〇〇から〇〇に事業承継するとのことで、計画変更承認申請されたものです。申請地は〇〇地区の畑〇筆、農地区分は農用区域内農地、転用目的は送電用電柱の敷設となっております。引き続き申請地を以前と同様の目的で使用することであるため、許可妥当であると思われます。</p> <p>周囲の影響につきましては、申請地からの土砂は、電柱の敷設のため一部面積のみを使用するため、流出はないと思われます。雨水は建柱位置横に排水用水路側溝がありますが、水路側溝から十分に離れた距離に建柱を行い、生活雑排水は発生しないため、排水については問題ないと思われます。また、電柱の敷設のみであるため、周囲の農地への日照、通風に影響はないと思われます。</p> <p>以上でございます。 よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
〇番委員	<p>事務局の説明のとおり問題ありません。</p>
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、報告第32号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」、報告第33号「農作業等受委託契約書の受理について」、報告第34号「農地法施行規則該当転用届について」、報告第35号「取止書の受理について」、報告第36号「農用地利用集積等促進計画の認可・広告について」ですが、関係委員の皆さまには、今後の農地の活用について、ご指導のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>以上で議案としては終わりました。その他の案件で、事務局から何かございますか。</p>
事務局	<p>(1) 次回農業委員会 4月14(火)午前9時30分から <b>第1会議室</b></p> <p>(2) その他 ・次回申請書締切日3月27日(金)、議案発送日4月3日(金)</p> <p>それでは、以上で本日の農業委員会は閉会いたします。皆さまどうもありがとうございました。</p>